

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## デジタル庁 最終的な調整結果

|       |      |                           |   |      |              |
|-------|------|---------------------------|---|------|--------------|
| 整理番号  | 59-2 | 重点募集テーマ<br>「デジタル化」の<br>該当 | ○ | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |
| (管理番号 | 72 ) |                           |   | 提案分野 | 11_総務        |

### 提案事項(事項名)

ぴったりサービスにおける手続作成の簡素化及び機能拡充

### 提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、山形県、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合

### 制度の所管・関係府省

デジタル庁

### 求める措置の具体的内容

マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、行政手続をオンラインで行うことができる「ぴったりサービス」において手続を作成するに当たり、様式を登録せずとも作成可能とすること及び作成した手続の公開対象を限定できるようにすること。

### 具体的な支障事例

【現行制度について】  
マイナポータル上で「ぴったりサービス」の手続を作成する際は、必ず様式を登録して作成する手順となっており、さらに、作成した手続については、公開する対象を限定できない運用となっている。

【支障事例】  
この運用により、自治体独自のイベント参加申込みなど簡易な申請手続においても、新たに様式を作るという作業が発生している。  
また、「ぴったりサービス」に登録した手続は全て公開されることから、イベント参加者へのアンケートや、対象が限定的な給付金の申請などその公開を限定したい手続は受け付けることができず、サービスの利用が進んでいない。

【制度改正の必要性】  
様式の登録をせずとも手続の作成が可能になることにより、ぴったりサービスへの手続の登録数が増え、電子申請化率が増加する。  
また、限定公開が可能になれば、使用用途が増えるほか、少人数を対象とした手続を受け付けることができることから、地方自治体における利用に対するハードルも下がり、手続公開の増加にも繋がる。

【支障の解決策】  
手続を作成するに当たっては、様式の登録の可否を選択可能にすることや、URL からしか申請フォームに辿り着けないようにするなど手続を限定公開ができる機能を追加する。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方自治体職員のぴったりサービスの活用に関するハードルが下がり、また、活用シーンが広がることで、申請手続の電子申請化が進むなど行政サービスが向上する。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、荒川区、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、鹿児島市

○マイナポータルへの市民、職員の理解が進んでいない大きな要因として、操作の複雑性があり、様式変更等担当課の負担が大きく、積極的に推進している状況ではない。

○【現状】手続等が煩雑であるため、当市の登録手続数は推奨された 33 手続にとどまっている。

【支障事例】①様式登録を新たに行う必要があり、作業工数が多い。②様式に関係のない軽微な修正（組織改正に伴う担当課名称の変更、公開期間の変更など）でもバージョンが変更されるため、API 連携側で設定変更する必要が生じ、迅速な対応に支障がある。

## 各府省からの第 1 次回答

地方自治体がマイナポータルに掲載する手続を登録する際には、現状のマイナポータルの仕様上、様式の登録を実施している。これは、自治体職員の審査事務の効率化のために実施しているものであるが、いただいた意見を踏まえ、自治体職員の利便性の向上を目指すため、様式の登録なしで申請項目を作成できる機能について、今後の実現方式を検討してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

簡易な申請手続においては新たに様式を作成することが手間であること、登録した手続は全て公開されるため、対象が限定される申請手続については受け付けできないことから、サービスの利用が進んでいない。第 1 次回答でいただいた、「様式の登録なしで申請項目を作成できる機能」に加え、併せて御提案していた「手続を限定公開ができる機能」の実現についても御検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第 2 次回答

手続を限定公開する機能に関しても、いただいたご意見を踏まえ、システム上実現可能かどうかも含め、今後の実現方式を検討してまいりたい。

## 令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

### 4【デジタル庁】

（22）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（iv）マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。

・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。

・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和 7 年中に結論を得

る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。